

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年11月30日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院

院長 古家 乾

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院 4階病棟改修工事 基本・実施設計、工事監理業務委託

#### (2) 業務内容

・4階病棟改修の基本・実施設計、工事監理業務

その他入札説明書、基本設計業務委託仕様書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

#### (3) 履行期間

・設計業務 契約締結日後から令和5年1月26日（厳守）

・現場管理業務 現場着工時～令和6年3月31日

#### (4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院

### 2. 競争参加資格

#### (1) 平成24年度以降において、次の実績を有する者を配置すること。

① 設計業務の管理技術者（以下「管理技術者（設計）」という。）として配置する者は次の実績を有すること。

周産期病棟の計画案件においてNICU（新生児集中治療室）、GCU（新生児育成治療室）、MFICU（母体胎児集中治療室）の新築、増築又は改修工事で設計及び現場管理業務について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を有する者。

② 業務の実施に当たっては、医療法その他の関係法令を遵守すること。また当院が指定する新生児集中治療室管理料などの診療報酬施設基準に基づき計画を策定し、北海道厚生局及び札幌保健所との計画案調整業務を合わせて行うこと。

#### (2) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のた

めに必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 六 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

(4) (3) に該当する者を入札代理人として使用しない者

(5) 厚生労働省から北海道地域において、「建築関係コンサルタント」のうちで「A. B、又はC等級」に格付けされ、北海道ブロックの競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、北海道ブロックにおける競争参加資格の再認定を受け、「A. B又はC等級」に属していること。）

(6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間ににおいて虚偽の事実を記載したものと提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(7) 競争参加資格申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一级建築士事務所の登録を行っていること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(11) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部署

〒062-8618 北海道札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院経理課 契約係

電話 011-831-5151

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

本公告日から令和4年12月15日（木）までに「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）及び2（1）①にある周産期病棟の計画案件の企業としての実績（契約書写しと設計内容がわかる一般図面）と引き換えに（1）担当部署にて交付する。（土日祝日を除く、9時00分から16時00分）

なお、やむを得ず来所が困難な者については、郵送（郵送費用については請求者負担とし、返信用封筒（レターパック等）を必ず同封すること）にて交付を行うので、上記3まで余裕を持って早めに連絡すること。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所及び方法

令和4年11月30日（水）から令和4年12月15日（木）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分～16時00分。）までに（1）担当部署に持参又は郵送すること。（書留郵便に限る。提出期限までに必着。資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない（4）

#### (4) 入札執行の場所及び日時

① 上記（1）に同じ。

#### ② 入札書の受領期限

令和5年1月4日（水）16時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

#### ③ 開札日時及び場所

令和5年1月5日（木）10時00分 会議室2

#### (5) 入札方法

第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

### 4. その他

#### (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

#### (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義

務を履行しなかった者の提出した入札書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 交渉権者及び契約価格の決定方法

契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1) に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。